



第 255 号



- 岩手の災害廃棄物 都内受入処理始まる
- 東京都暴力団排除条例について 10/4 研修会を実施
- 現地レポート・被災地釜石での災害廃棄物資源化と有害物無害化事業
- 待望の中間処理委員会発足へ 委員長は碩常任理事 12月2日初会合



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

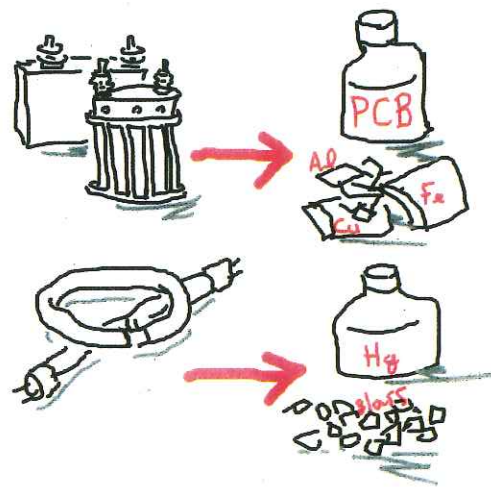
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009~11年度 収集運搬業 (御目見視察を除く) 産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012
 2009~11年度 中間処理業 産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012
 有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
 〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919



技術です
キケンなゴミを資源に戻す



究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

岩手の災害廃棄物 都内受入処理始まる!
東北以外では初の広域支援 専務理事 古川 芳久 2

東京都暴力団排除条例について 10/4研修会を実施
...事業者の契約では契約解除の特約規定を... 8

“負けねぞ、やっぺし釜石” 現地レポート
被災地釜石での災害廃棄物資源化と有害物無害化事業のご紹介
ムゲンシステム(株) 代表取締役 伊藤 彰 10

[法制度検討委員会研修会]
廃棄物処理法の基礎知識・改正内容を学ぶ
講師:環境省廃棄物・リサイクル対策部 足立課長補佐 15

待望の中間処理委員会発足へ!
委員長は碩常任理事 12月2日初会合 17

[女性部だより]
「水俣環境学習・エコタウン見学」で事前勉強会
—熊本県東京事務所次長の中山広海氏招く— 18

[行政だより]
すべての排出事業者に廃棄物の
適正処理が義務付けられています 19

地球温暖化対策 原油流出事故がもたらす影響 22

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part60 23

寄稿・TTT会 「第7回銚子マリーナトライアスロン大会」参加報告 24

寄稿・新TSK会だより 大雨で自由参加 26回大会は持越し 25

委員会報告 (建設廃棄物委員会、青年部、医療廃棄物委員会) 26

協会の主な今後の日程 28

よろず相談 (税務・事前確定届出給与) 29

お江戸ぶらぶら歩る記 34

事務局だより・編集後記 36

表紙の言葉 27

訂正とお詫び 27

岩手の災害廃棄物 都内受入処理始まる！

東北以外では初の広域支援

専務理事 古川 芳久

3月11日に発生した東日本大震災による膨大な災害廃棄物。11月3日、ようやく都内受入処理がはじまった。震災直後から、これは広域処理による支援をしないと地元だけでは対応しきれないだろうと、東京都の廃棄物対策部で受入処理の検討を始め、東京産業廃棄物協会も当初から参画してきたもの。

事前の準備段階については、本誌でも取り上げてきたが、9月28日には、岩手県との処理基本協定の締結と、処分業者の公募開始が公表された。(資料1)

9月30日には、岩手県、東京都、それに元請となる東京都環境整備公社の三者による処理基本協定が締結、10月19日には、広域処理支援の第一弾となる宮古市の先行事業分(1000トン)の処分業者が決定・公表となった。(資料2)

決定業者は、早い段階から受入処分の検討に協力してきた当協会の会員業者であり、自己負担で事前に現地調査を行うなど、すでに苦勞を重ねてきている。

受入の正式決定の報道がなされるや、受入反対の意見が東京都に多数寄せられたが、東京都は、多くの自治体が当初の受入表明をひるがえし、放射能問題を理由に辞退表明が続く中で、敢然と実施に踏み切ったもの。放射能管理マニュアルを定め、慎重な対応をとりつつ推進される。

地元岩手県や環境省では、東京での処理が順調に進むことに大きな期待を寄せ、東京に続く自治体が多く出てくることを願っている。

震災後8ヶ月にもなり災害廃棄物の変質がみられる中で、今回の受入処理にはさまざまな困難が伴うのは必至とみられるが、関係者の奮闘と事業の無事を祈る。

資料1

岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結します

災害廃棄物処分業者を募集します

平成23年9月28日
環 境 局

このたび、岩手県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を9月30日に締結し、岩手県から東日本大震災に伴う災害廃棄物(岩手県宮古市の混合廃棄物)を受け入れることとしましたのでお知らせします。

これらは産業廃棄物処分業者で処理することとし、併せて当該業者を募集します。

1 基本協定の概要

岩手県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の3者で、東日本大震災により発生した一般廃棄物の処理を行うための基本的な事項を定めたものである。

●目的

復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正処理

●処 理

災害廃棄物の種類、数量等は、別途、その都度定める。

●経費負担

災害廃棄物の処理経費は、岩手県が負担する。

●協定期間

平成23年9月30日から平成26年3月31日まで

2 災害廃棄物処理の先行事業について

また、岩手県から本協定に基づく具体的な災害廃棄物(混合廃棄物)の処理について、次のとおり依頼を受けます。

搬出場所

岩手県宮古市磯鶏(藤原埠頭仮置場)

災害廃棄物の種類、量

混合廃棄物(建設混合廃棄物、廃機械・機器類)1,000トン

搬出期間(予定)

平成23年10月から11月まで

運搬方法

鉄道貨物輸送

※岩手県による災害廃棄物等の放射能測定結果は、別紙1による。

※環境対策(岩手県宮古市先行事業分)は、別紙2による。

3 今後のスケジュール

●処分業者の募集

9月30日(金曜)

●処分業者の公募期間

10月3日（月曜）から10月7日（金曜）まで

●処分業者の決定

10月19日（水曜）（予定）

●災害廃棄物処理期間

10月下旬から11月下旬まで

〔別途〕宮古市本格事業分（1万トン）12月から24年3月まで

4 災害廃棄物処分業者の募集について

募集要領は9月30日以降、東京都環境局のホームページ又は問い合わせ先の部署で入手できます。

問い合わせ先
環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課
電話 03-5388-3581

※別紙1

岩手県による災害廃棄物等の放射能測定結果

災害廃棄物の放射能測定結果

災害廃棄物	採取年月日	平成23年7月13日
	放射性物質濃度	(134Cs+137Cs) 68.6 (ベクレル) /キログラム

焼却灰等の放射能測定結果

焼却施設	宮古清掃センター (岩手県宮古市大字小山田第二地割岩ヶ沢110番地)		
焼却灰	施設概要	処理能力：186トン/日（93トン×2炉） 焼却方式：流動床式焼却炉	
	混合燃焼率	約27%（22.70トン（災害廃棄物）÷85.03トン）	
	採取年月日	混合燃焼時 平成23年9月14日	通常時 平成23年9月9日
	放射性物質濃度	133Bq（ベクレル）/キログラム	151Bq（ベクレル）/キログラム
排ガス	放射性物質濃度	採取年月日	平成23年9月14日
		134Cs	不検出 Bq（ベクレル）/立方メートル
		137Cs	不検出 Bq（ベクレル）/立方メートル

受入基準

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（環境省平成23年8月11日）」を適用する。

焼却灰	134Cs+137Cs	8,000Bq（ベクレル）/キログラム以下
災害廃棄物焼却時の排ガス	134Cs：	20Bq（ベクレル）/立方メートル以下
	137Cs：	30Bq（ベクレル）/立方メートル以下

参考データ

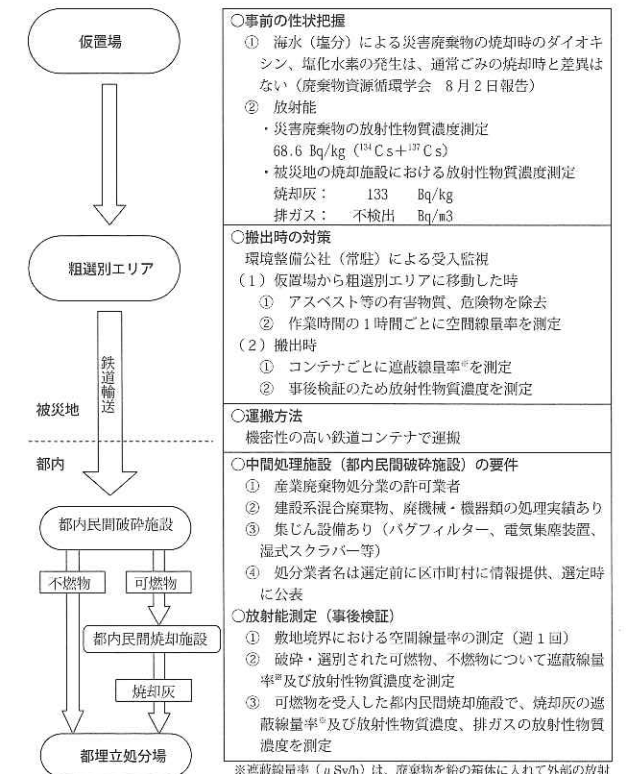
種類	運営主体	施設数	焼却灰（Bq（ベクレル）/キログラム）		排ガス（Bq（ベクレル）/立方メートル）
			平均値	最小値～最大値	
清掃工場	東京二十三区清掃一部事務組合	20	3,005	974～12,920	不検出※
	多摩地域市町村・一部事務組合	17	1,786	331～3,409	不検出
焼却施設	産業廃棄物処理業者	13	1,032	55～4,260	-

「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成23年9月8日東京都環境局）」及び「都内の産業廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について（平成23年9月15日東京都環境局）」のデータに基づき算定したものである。

※定期補修工事中のため、1工場は測定していない。

※別紙2

環境対策（岩手県宮古市先行事業分）



岩手県宮古市の災害廃棄物（先行事業分）を処分する業者が決まりました

平成23年10月19日
環境局

東京都は、公募していた岩手県宮古市の災害廃棄物（先行事業分）を処分する業者を選定し、「災害廃棄物の処理基本協定」に基づき、岩手県に通知しました。岩手県は、同じ業者を指定し、下記のとおり処分業者が決定したのでお知らせします。

1 公募区分1（建設混合廃棄物破碎処分）

番号	業者名称	所在地及び施設所在地
1	有明興業株式会社	所在地：江東区若洲二丁目8番25号 施設所在地：同上
2	株式会社リサイクル・ピア	所在地：大田区城南島三丁目4番3号 施設所在地：同上
3	高俊興業株式会社	所在地：中野区新井一丁目11番2号 施設所在地：大田区城南島三丁目2番15号

2 公募区分2（廃機械・機器類破碎処分）

番号	業者名称	所在地及び施設所在地
1	有明興業株式会社	所在地：江東区若洲二丁目8番25号 施設所在地：同上
2	株式会社リーテム	所在地：千代田区外神田三丁目6番10号 施設所在地：大田区城南島三丁目2番9号

参考

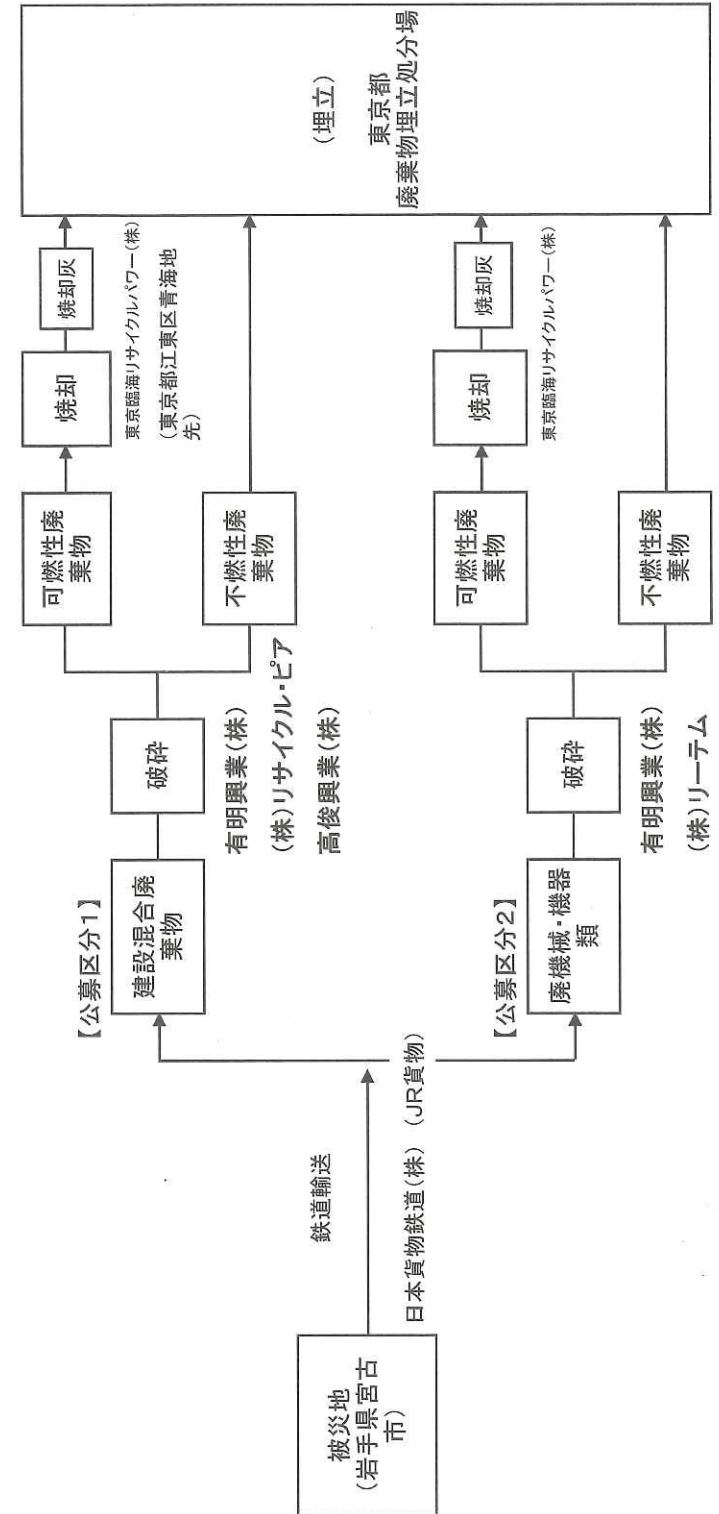
先行事業分から発生する可燃性廃棄物の焼却施設は、募集要領に示された要件を満たした焼却施設を選定することになっています。今回は、すべての処分業者が東京臨海リサイクルパワー株式会社（江東区青海三丁目地先）を選定しました。

※別紙 災害廃棄物処理フロー（岩手県宮古市先行事業分）

問い合わせ先
環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課
電話 03-5388-3582

※別紙

災害廃棄物処理フロー（岩手県宮古市先行事業分）



東京都暴力団排除条例について 10/4研修会を実施

・・・事業者の契約では契約解除の特約規定を・・・

ご承知の通り、10月1日から東京都暴力団排除条例が施行された。これを機会に10月4日(火)協会会議室において、まず、協会役員を主な対象として、警視庁から本条例の担当者を講師として迎え研修会を行った。同講師は、この条例づくりに携わったこともあり、詳しく説明がなされた。

この条例は、暴力団が都民の生活や事業活動に介入し、それを背景とした資金獲得活動により、都民等に多大な脅威を与えているため、それを防止し、平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

基本理念としては、今まで3項目あったものに、1項目を加えたということであった。逆に言えば、暴力団と交際がなければ、恐れることもなく、金も出すことはなく、利用もしないということだと、わかりやすく説明された。3項目というのは、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の3つで、今回、「暴力団と交際しない」を追加されたということである。

条例の内容は大きく分けて、次の3項目である。

第一に、暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等である。暴力団関係者を公共工事の入札に参加させない等、公共事務・事業から排除していく、暴力団からの離脱促進をしていくといった施策を進めていく。

第二としては、都民等の役割(努力義務)である。祭礼等の主催者は、行事の運営に暴力団関係者を関与させないよう努めることになった。事業者に

あつては、契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認するよう努めることになった。また、相手方が暴力団関係者と判明した場合、契約解除の特約を定めるよう努めていくことになった。

第三に、禁止措置が5項目定められた。暴力団事務所の開設及び運営の禁止、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、妨害活動の禁止、他人の名義利用の禁止、事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止の5つである。特に、事業者は、暴力団を利用したり、暴力団の活動を助長する目的で利益供与してはならない。また、利益供与の事実等について、事業者自らが申告した場合、一部を除き、勧告等の措置は適用除外となった。

説明後に質問時間があったが、会員の皆さんは真剣に実情を交えて質問していた。講師には親切丁寧に対応していただき、大変ありがとうございました。

問題は、暴力団の活動を助長する目的で利益供与しているのかどうか、という点です、なにげなくしていることが利益供与になるのか、難しい事例もあるが、不明なことについては、電話でお問い合わせください。(次頁)

(事務局長 井野 記)

〈お問い合わせ先〉

フリーダイヤル 0120-342-110
(24時間対応)

最寄りの警察署(暴力団対策係)又は

03-3581-4321(代表)警視庁組織
犯罪対策第三課まで

東京都暴力団排除条例の概要

※「東京都暴力団排除条例」が制定され、平成23年10月1日に施行されます。

【目的】
暴力団が都民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、都民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、都民の安全かつ平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与すること。

【基本理念】
「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」

1 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等

(1) 都の事業活動に係る暴力団排除措置
暴力団関係者を公共工事の入札に参加させない時、都の公共施設・事業から排除すること。



暴力団は排除します！入札させろ！

(2) 青少年の教育に対する支援
青少年の教育又は習得に際しては、必要に応じて、都民等に多大な脅威を与えることのできるよう、必要な支援を行うこと。



(3) 暴力団からの離脱促進
暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言等を行うこと。



暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言等を行うこと。

2 禁止措置

(1) 暴力団事務所の開設及び運営禁止
学校等の敷地の周囲200メートルの区域において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。



学校等の敷地の周囲200メートルの区域において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。

(2) 妨害活動の禁止
個人も団体も暴力団員等に対して威嚇、つぎまとい等の方法で、その活動を妨害してはならない。



個人も団体も暴力団員等に対して威嚇、つぎまとい等の方法で、その活動を妨害してはならない。

(3) 事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止
① 事業者は暴力団の勢力を利用する目的で利益を供与してはならない。
② 暴力団関係者が利益を得ること禁止
③ 暴力団関係者が利益を得ることを禁止
④ 暴力団関係者が利益を得ることを禁止
⑤ 暴力団関係者が利益を得ることを禁止



事業者は暴力団の勢力を利用する目的で利益を供与してはならない。
暴力団関係者が利益を得ること禁止
暴力団関係者が利益を得ることを禁止
暴力団関係者が利益を得ることを禁止

(4) 不動産賃貸等における措置
不動産賃貸等をする場合、暴力団事務所として使用しない意思を、賃貸契約に明示していることが判明した場合、借主は、賃貸契約を解除等することから出来る旨の特約を定めるよう努めること。
(不動産業者は上記のことを勧告すること)



不動産賃貸等をする場合、暴力団事務所として使用しない意思を、賃貸契約に明示していることが判明した場合、借主は、賃貸契約を解除等することから出来る旨の特約を定めるよう努めること。
(不動産業者は上記のことを勧告すること)

(5) 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
正当な理由なく、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせてはならない。



正当な理由なく、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせてはならない。

(6) 他人の名義利用の禁止
暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。
(隠蔽する目的を知りて利用させることも禁止)



暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。
(隠蔽する目的を知りて利用させることも禁止)

(7) 祭礼等における措置
暴力団の排除活動等により、祭礼、花火大会、風物等の主催者等から、暴力団関係者を排除させないよう努めること。



暴力団の排除活動等により、祭礼、花火大会、風物等の主催者等から、暴力団関係者を排除させないよう努めること。

(8) 都民等の役割(努力義務)
① 青少年に対する措置
暴力団の排除又は習得に際しては、必要に応じて、都民等に多大な脅威を与えることのできるよう、必要な支援を行うこと。
② 青少年の教育又は習得に際しては、必要に応じて、都民等に多大な脅威を与えることのできるよう、必要な支援を行うこと。



暴力団の排除又は習得に際しては、必要に応じて、都民等に多大な脅威を与えることのできるよう、必要な支援を行うこと。

“負けねぞ、やっぺし釜石” 現地レポート

被災地釜石での災害廃棄物資源化と有害物無害化事業のご紹介

ムゲンシステム株式会社 代表取締役 伊藤 彰

今春の東日本震災で犠牲になった、すべての方々のご冥福をお祈り申し上げます。又、住む家や事業所等、築き上げた数々の財産を失われ、7か月過ぎて尚、未だに難儀されているすべての皆様へ心よりお見舞い申し上げます。そして、弊社の釜石工場の被災時にご心配を頂き、声を掛けて頂いた皆様、厚く御礼申し上げます。

1. 被災と復興の決意

弊社が釜石に企業立地した動機とは、岩手生まれの私が高度成長期から今日まで人生の大半を首都圏で過ごしてきたのですが、近年とみに疲弊し廢れる故郷の地域経済を見るにつけ、故郷を離れた団塊世代の社会的役割として、培った経験や人脈、情報等を晩年には、故郷のために使うべきであると考え、6年前環境装置の開発工場を釜石に構えた次第です。

工場は、すこぶる景色の良い釜石湾口の鉄工団地内にありました。しかし、今回の東北大津波で被災しました。お陰様で社員は全員無事でした。私自身も当日現地にいましたが、来客の予定が午前中に変ったことで九死に一生を得て、避難所で3日間過ごしました。当分の間、釜石線や新幹線が復旧する目途が立たないので、3月14日に撤収を決断して、徒歩で遠野に向かい、娘の嫁ぎ先の葛巻町に身を寄せて生きている実感を家族と共に分かち、一泊してからトラックに便乗し、被災地を18時間かけて縦断して無事、帰京しました。



3月被災翌日の写真

激烈な震災時に現地に居た事、津波に飲込まれた街で生かされた事、この一点で私の人生の方向性は定まりました。数多の犠牲者の無念な思いを生かすために、逃げず、怯え恐れず、津波に学び、津波を乗り越える事。災害被災物を無駄にせずガス化や炭化物等再生エネルギーの事業で、地域雇用と循環産業を創出して被災地域の国民生活を守る

決意です。

2. 災害廃棄物の資源化事業

釜石市災害廃棄物処理事業に入札参加を希望する廃棄物処理業者に求められた資格要件は次のとおりです。

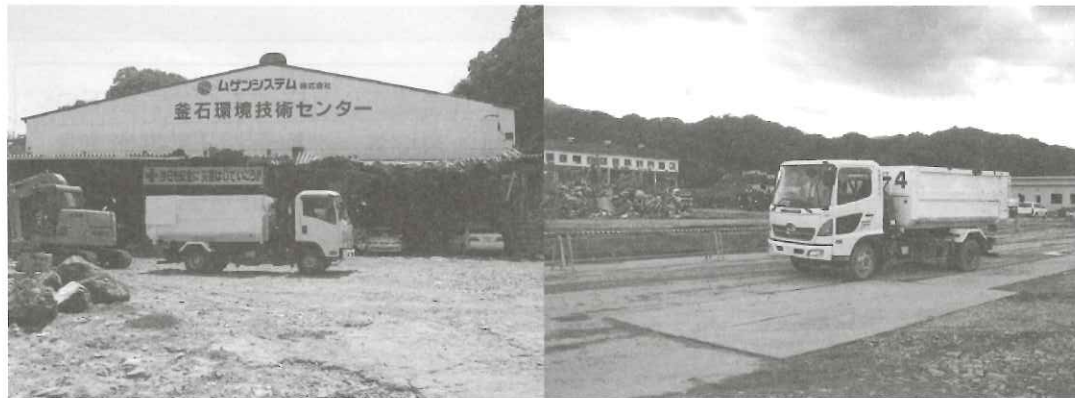
釜石市の災害廃棄物の撤去・処理を迅速に且つ適正に対応するため、以下の要件を満たす企業であるとともに、本事業は、環境省が実施する『災害廃棄物撤去処理の推進モデル事業』と連携し、市の指示に従い全ての情報を開示することに同意できる企業であること。

1. 仮置き場に現状で集積する廃棄物について、後工程のリサイクル、中間処理、最終処分を目的とした分別等の処理を実施することが可能であり、かつ、処理後物のリサイクル、中間処理、最終処分を行う先を確保できる企業
2. 地元の廃棄物収集運搬業者、廃棄物処分業者との連携を図ることが可能であると共に、本事業期間中に地元企業への技術指導・連携を行うことが可能な廃棄物処理に関する知識を有する者を配置することができる企業
3. 本事業の目的を十分に理解し、所定の期間内で適正に対処するために、以下のいずれかの企業
 - (1) 仮置き場に設置する予定の施設・設備と同等もしくはそれ以上の処理能力を有する施設・設備を保有し、処理・リサイクルを現在行っている企業
 - (2) 木くず、がれき類（コンクリート等）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず等の建設系廃棄物について、年間5万t以上の処理やリサイクルの経験・実績を、現在までに10年間以上継続的に有する企業
4. 財務的信用力を確保するため、自己資本比率10%以上であり、財務諸表を開示している企業

(釜石市HP公告より抜粋)

以上が公募の資格要件ですが、多くの犠牲を伴って発した災害廃棄物を決して無駄にすることなく、あくまで可能な限りリサイクルを進める意思を汲み取ることができます。弊社は被災直後、釜石市から瓦礫処理の仕事に携わることで会社の立て直しを図るようご指導を頂いたので、ムゲンシステム(株)釜石工場と同地を本社とする(株)銀河エネルギーを5月に立ち上げました。7月に釜石市災害廃棄物処理試行事業公募資格要件2項にある地元廃棄物収集運搬業者として市に登録することが出来ましたので、お陰様で、

今般事業本体を落札した産業振興・鹿島・タケエイJVに一次委託会社として契約を頂き、片岸集積所の被災物資資源化中間処理施設において30人体制で現場作業に取り組んでいるところです。



8月下旬の工場と片岸集積所作業風景

3. 有害物の無害化事業

8月に、積年の装置開発の実績と事業プロジェクトが縁で、NEDOのアスベスト含有災害廃棄物無害化実証開発事業の再委託先に弊社釜石工場が採択されました。本実証事業は、(独)産業技術総合研究所、東京工業大学、秋田大学と共同で行う形となっています。

(1) 件名プログラム名

(大項目) 「アスベスト含有廃棄物の無害化実証開発」

(中項目) 石綿含有震災廃棄物無害化及び再資源化処理の実証研究開発

(2) 研究開発の目的及び内容

先の東日本大震災により発生した大量の廃棄物の中には、アスベストを含有する廃棄物も含まれており、その危険性から適切な処理が求められている。これら廃棄物の中からアスベストのみを選別することは極めて困難であり、その他の廃棄物との多少の混合があっても、アスベストを無害化できる処理法の実用化が望まれている。そこで本事業では、被災地で発生している大量のアスベスト含有廃棄物を安全に、且つ被災地のエネルギー事情に鑑み、極力自立型のエネルギーを用いて無害化処理するための実証開発を行う。

具体的には、以下の研究開発を実施する。

(3) 研究開発テーマ

「石綿含有震災廃棄物無害化及び再資源化処理の実証研究開発」

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：ムゲンシステム (株)、(独)産業技術総合研究所、東京工業大学、秋田大学

1) 石綿含有震災廃棄物の無害化処理条件の確立

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：ムゲンシステム (株)、(独)産業技術総合研究所、東京工業大学、秋田大学

○石綿含有震災廃棄物の無害化処理技術として、ロータリーキルン式実証設備を設置し、石綿含有震災廃棄物を1000℃以下で確実に無害化できる運転条件を決定し、更に処理効率の向上を図る。(石綿含有震災廃棄物の性状に応じた投入比率等の検討も行う)

※開発目標：無害化率100%、処理能力5t/日以上での運転条件確立

2) エネルギー自立型処理システムの運転条件確立

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：ムゲンシステム (株)、(独)産業技術総合研究所

○アスベストの無害化を確保した上で、木質系及びプラスチック系震災廃棄物を処理し、回収した炭化水素ガスを燃料としたエネルギー自立型の処理システムの運転条件を決定する。(廃棄物の組成の変動に対して、安定運転のできる範囲及び対応する運転条件の検討を行う)

※開発目標：安定運転可能な廃棄物の組成の設定、エネルギー自立型処理の確認運転

3) 排ガス中への飛散アスベストやPCB等のハロゲン系有害物質等の混入防止

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：東京工業大学

○排気ガス中に飛散アスベストやPCB等のハロゲン系有害物質等が混入しないよう、無害化条件及び排ガスへの混入のリスクを考慮した対策を実施する。

※開発目標：排ガス中アスベスト10本/L以下

4) 無害化処理物の再資源化

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：秋田大学

○無害化後残渣の組成及び性状分析を行い、ラボベースで再生建材等への活用を検討する。

※開発目標：残渣の再生用途の抽出

5) 事業化シナリオの策定

・実施体制：ストリートデザイン (株)

・再委託先：ムゲンシステム (株)

○1)～4)の技術を元に、処理能力、処理条件、及びコストを検討し、事業化シナリ

オの策定を行う。

※開発目標：事業化シナリオの策定

(4) 研究開発期間

NEDOの指示する日から平成24年3月23日

(5) 成果報告書の提出

成果報告書の電子ファイル一式を CD-ROM 等の不揮発性媒体に記録し、1 セットを所定の期日までに提出すること。

(6) その他の重要事項

NEDO技術評価実施規程に基づいて、本研究開発プロジェクトの技術評価を実施する。



10月上旬実証機の工場搬入風景

4. 結 び

東日本大震災は、未来の日本を如何に作って行くかを我々国民に問うているのであり、東京を関東大震災から復興させた我国の先人後藤新平に学び、子孫のためにも挫ける訳には行きません。地震や津波は日本の宿命であること、東北の復旧・復興と津波に負けない国土建設は、来たるべき東京直下型地震や南海地震への備えの意味をも持つものです。

被災地の復旧・復興を促進するための絆プロジェクトとして、平成25年度末までに災害廃棄物50万tを東京都で処理して頂けることになりましたが、地元で被災物の資源化に関する者として、今回の関係者皆様のご厚情とご英断に心より感謝を申し上げる次第です。

被災地では、今後も多くの困難が待ち受けていると思いますが、負けることなく力を合わせて、未来へ乗り越えて行きたいと思っております。

法制度検討委員会研修会

……廃棄物処理法の基礎知識・改正内容を学ぶ……

講師：環境省廃棄物・リサイクル対策部 足立課長補佐

法制度を検討するに当たり、各委員が廃棄物処理法の各条文が、どのようなことを実現するために規定されているか、などをあらかじめ理解しておくことが必要だという認識のもとに研修会が開催された。

講師は、環境省から足立課長補佐をお迎えし、法の成り立ちから現在までの流れを説明され、事前質問への回答をわかりやすく説明するとともに、多忙なため休憩時間もとることなく講演され、予定されていた時間をオーバーして終了した。



講師の足立課長補佐

廃棄物政策の変遷では、まず当初は蚊やハエなどといったものへの環境衛生対策から始まり、衛生的で快適な生活環境の保持に力を入れていた。1960年代になって高度経済成長に伴い、廃棄物量が増大し、特に産業活動からの廃棄物が多量に発生したことから、これとあいまって、公害が顕在化した。

ここで、環境衛生から環境保全対策としての廃棄物処理に変化していくのである。これらを背景に、昭和45年に清掃法が全面改正され、事業者処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系が確立された。

大量に排出される廃棄物を処理するため、処理施設整備の推進が図られ、環境保全に方向の舵がとられていくことになるのである。

一方、産業廃棄物の不法投棄、無許可

業者の横行などを規制するため、昭和51年に法改正へとつながっていった。

その後、経済活動が活発になるに伴い、大量生産、大量消費、使い捨ての生活が普遍的になり、廃棄物の増加、質の多様化が一層進み、不法投棄の社会問題化、深刻な中間処理施設や最終処分場の不足等、様々な廃棄物に関する問題が発生した。

これらの問題に対応するため、平成3年には大幅な改正が行われた。1990年代になり、排出された廃棄物を単に処理する時代から川の上流である生産工程に重心を移し、廃棄物の排出抑制、再生利用へと変化し、各種リサイクル制度が構築されるようになっていくのである。

また、廃棄物問題は国内にとどまらず、平成5年の改正では、廃棄物全般の輸出入に関する規制が施行され、輸入では大臣の許可、輸出では大臣の確認が必要になったほか、輸入された廃棄物は産業廃棄物として取り扱われることとなった。

このように廃棄物の排出抑制とリサイ

クルを進めてきたが、一方においては、産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の不適正処理に起因する廃棄物処理への不信感に加え、ダイオキシン問題が注目されるようになった。これに対応して、平成9年の改正では、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講じることとなった。

この時に、事業者は、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うこととした環境影響評価法も公布されているのは、偶然ということではなく、廃棄物とか、廃棄物処理にあたって環境への影響を極力少なくなるよう努めていくことは勿論、事業者も同様に良好な環境の保持が必要になったということである。

2000年代は、資源循環型社会の形成にむけた3Rの推進、産業廃棄物処理対策の強化、不法投棄対策などを実施した。このような中で、循環型社会形成推進基本法、建設・食品リサイクル法、PCB特別措置法などが制定されて現在に至っている。

ここで平成21年度の不法投棄をみると、投棄量では建設系が7割以上と圧倒的である。不法投棄実行者では、排出事業者が投案件数では約54%と最も多く、投棄量では約43%となっている。このような問題に対処するため、平成22年に法改正がなされたものである。

大きな項目の1つ目は、排出事業者責任の強化である。

改正の一つは、排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する際、あらかじめ

め都知事に届出が必要である。また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化した。そのほか、事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定している。不法投棄については、1億円の罰金から3億円以下の罰金に引き上げを図った。

2つ目は、マニフェスト制度の強化であり、マニフェストの写し(A票)を5年間保存しなければならない等が規定された。

3つ目は、産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度であり、10日以内に委託者に通知し、通知の写しを5年間保存しなければならない、と規定された。

大きな項目の2つ目は、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化である。維持管理情報の公表義務化、最終処分場の維持管理対策強化などである。

大きな項目の3つ目は、処理業者の優良化である。事業実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者は、許可有効期間が7年とするものである。

そのほか、大きな項目としては、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、許可の合理化などがある。

このような改正の裏側には、実証データに基づくもの等があるが、1件の不法処理業者の行動が社会や環境などに与える影響を考え、対処していることがうかがえる。

今後は、産業廃棄物処理業者の優良化が最重点課題ではなかるうか。現在、国

では環境配慮契約法が議論されている。静脈産業育成・支援事業とも関連するが、これからは価格ではなく質の競争の時代である。廃棄物がこの場所からなくなればいい、という時代ではない。

排出者は、この廃棄物がどこに行くのか、どのように処分されるのか、確認することは勿論、処理業者を選択する場合は、優良業者が第一のポイントとなる社

会になろうとしている。

排出事業者の理解と協力も必要であるが、国民全体が優良業者を必要とする企業を評価していく気運が生まれてくれば、ごみは資源、資源は大切に、熱の回収等とつながり、循環型社会と低炭素型社会の統合的推進が図られていくのではないだろうか。

(事務局長 井野 記)

待望の中間処理委員会発足へ！ 委員長は碩常任理事 12月2日初会合

専務理事 古川 芳久

産業廃棄物処理に関する諸問題について、情報の共有を図り問題解決に向けて進んでいくためには、各分野にわたって広く会員の声を集約し、検討を深めていく場が必要です。それゆえ、協会ではいくつかの委員会が設置され、それぞれが期待にこたえるべく活動を重ねています。

しかし、建設廃棄物以外の分野の中間処理を行っている会員からは、時折、自分達の問題をきちんと議論する場がないとの声があがっていました。

そこで、こうした声に応え、協会の組織強化・発展につなげていくため、全国産業廃棄物連合会には中間処理部会があるのに協会には対応する委員会がないことから、中間処理委員会を組織することになりました。

9月の理事会で正式決定がなされ、委員長は碩常任理事に委嘱し、当面のメン

バーは理事会社から希望と推薦を募り、10社程度で発足することとなりましたが、このたびスタートの体制が整い、12月2日初会合の運びとなったものです。

設置に当たっての留意事項として、
① 中間処理業の抱える諸問題、及び資源循環・リサイクルに関する事項について調査・検討を行う。

② 中間処理の方法、対象物に応じた効果的な対応ができるよう、分科会の設置も考える。

③ メンバーについては、中間処理の方法、対象物を考慮し、各分野にわたりバランスの取れた構成を目指す。
などが挙げられており、メンバーは逐次拡充を行う予定とされています。

中間処理業者の皆様の中から、積極的に活動に参加の声があがることが期待されています。参加希望の方は、協会事務局までご連絡願います。



女性部だより



「水俣環境学習・エコタウン見学」で事前勉強会 熊本県東京事務所次長の中山広海氏招く

平成23年10月20日(木)、協会会議室において、女性部の勉強会が行われた。
今回の勉強会は、きたる11月17日(木)～18日(金)に実施する「水俣環境学習・エコタウン見学」研修会に向けての事前勉強会として企画されたものである。



講師の中山熊本県東京事務所次長

講師は熊本県東京事務所次長の中山広海様である。水俣病と共に歩んできた熊本県水俣市の歴史を始めとし、水俣病の概要や今までの患者への対処、また水俣病と関わりの深い株式会社チッソ(現：JNC株式会社)の歩み、果ては環境モデル都市としての実績や取り組みの紹介等多岐に渡ってお話をお聞かせ頂いた。

さらに、水俣病の蔓延により、当時は地域間の対立や就職や結婚への影響、魚が売れなくなるという産業への被害などの胸の痛む話や、病気の判定が難しく、患者の方の苦勞が多い等の実態に即した話も多く頂いた。

誰もが知っている病ではあるが、前述のように歴史や対応策等の詳細な内容を知る機会に巡り合う事があまりな

く、水俣病の爪痕を改めて認識する場となった。

講演後には質疑応答の時間が設けられ、部会員から様々の質問が飛び交い、およそ2時間の勉強会の時間はあっという間に過ぎた。

「水俣環境学習・エコタウン見学」研修会は1泊2日の日程で、様々な場所を見学してまわる。

水俣市立水俣病資料館や国立水俣病情報センター、および株式会社チッソ(現：JNC株式会社)の見学時には、水俣病に関して学習する。また県環境センターや「みなまたエコタウン」では、環境モデル都市としての水俣市への知見を深め、さらに人吉城・資料館では市の歴史に触れるという、盛りだくさんな2日間となっている。

今回の事前勉強会で頂いたお話を活かし、研修会当日も引き続き学ぶ姿勢を崩さず、しっかりとした気持ちで見学会に臨みたいと思う。貴重なお話をしてくださった熊本県東京事務所次長の中山広海様に改めて御礼申し上げます。(加藤商事(株) 奥 彩 記)

みんなでおおう！

再生紙

行政だより

すべての排出事業者に 廃棄物の適正処理が義務付けられています

九都県市廃棄物問題検討委員会では、22年度実施した「九都県市排出事業者意識等調査」において「飲食店、宿泊業」「卸売・小売業」等の排出事業者に対しては、廃棄物の適正処理に係る重点的な普及啓発が必要との結果が報告されたことを踏まえ、これらの業種の現状と課題などを検討し、雑誌、新聞、ラジオ、パンフレットを通じて廃棄物の適正処理に関する意識啓発を図りました。

つきましては、下記のパンフレットなどを作成しましたので、契約している排出事業者向けにご活用いただくなどしていただければと存じます。

すべての排出事業者に 廃棄物の適正処理が義務付けられています

廃棄物の適正処理重点10項目(産業廃棄物[※]の場合)

- ①委託契約は、書面により行い、収集運搬と処分をそれぞれ許可業者と締結すること。
- ②委託契約書には、契約業者の許可証の写し等が添付されていること。
- ③契約業者の許可証等により、委託しようとする産業廃棄物の種類が許可品目として含まれていること、又、許可の有効期限を確認すること。
- ④廃棄物の種類、運搬先及び運搬車両ごとに産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付するか、又は電子マニフェストを使用する事業者はマニフェスト情報を情報処理センターに登録すること。
- ⑤マニフェスト又は電子マニフェストに必要事項を全て記載すること。
- ⑥収集運搬業者及び処分業者から返送されたマニフェストの写し(B2、D、E票)において、当該事業者の氏名・受領印等の記載・押印を確認すること。
- ⑦交付したマニフェストの写し(A票)とB2・D・E票を5年間保存すること。
- ⑧毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により、事業所単位で都道府県知事又は政令市長に提出すること。(電子マニフェストを使用している場合は必要ない。)
- ⑨委託した収集運搬業者が、排出元と運搬先(積替保管施設又は処理施設)の都道府県知事又は政令市長の許可を受けていることを確認すること。
- ⑩委託した処分業者が、中間処理施設又は最終処分場がある所在地の都道府県知事又は政令市長の許可を受けていることを確認すること。

(注)※産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第11条第1項第1号に規定するものを指す。

九都県市廃棄物問題検討委員会		
埼玉県	環境部 産業廃棄物指導課	TEL.048-830-3135
千葉県	環境生活部 廃棄物指導課	TEL.043-223-2757
東京都	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	TEL.03-5389-3586
神奈川県	環境保健局 環境保全部 廃棄物指導課	TEL.045-210-4157
横浜市	資源循環局 事業系対策部 産業廃棄物対策課	TEL.045-671-2511
川崎市	環境局 生活環境部 廃棄物指導課	TEL.044-200-2581
千代田市	環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課	TEL.043-245-5682
さいたま市	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課	TEL.048-829-1607
横濱市	環境経済局 資源環境部 廃棄物指導課	TEL.042-769-8358

ホームページ
<http://re-square.jp/index.html>

簡単! 適正処理クイックチェック

- ①産業廃棄物処理について書面にて委託契約を結んでいる
- ②委託契約書には契約業者の許可証の写し等の添付がある
- ③産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付している
- ④交付したマニフェストの写し等を保管(5年)している

※あなたの事業所・お店で産業廃棄物を排出している場合、3つ以上ノがつけばまず合格です。行っていない項目はすぐに対応しましょう。

廃棄物適正処理の詳細は4ページ目をご覧ください。また次ページに、九都県市廃棄物問題検討委員会が行った調査の記事(「日経ストレート」2011年11月号に掲載)を載せています。あわせてお読みください。

～地球のために、未来のために～
**見えないところも
頑張っています!**

廃棄物適正処理「宣言」事業者



九都県市廃棄物問題検討委員会
平成23年度

お客様から
見えるところに
貼ってください

九都府市廃棄物問題検討委員会 座談会

“お店の裏口”に自信ありますか？ あなたのお店も産業廃棄物を出しています

九都府市の調査により、「飲食店、宿泊業」と「卸売・小売業」に対し、廃棄物の適正処理に関わる重点的な普及啓発が必要との結果が報告されたことを踏まえ、排出事業者や廃棄物処理業者による座談会を開き、廃棄物処理の実際や現実的な適正処理の推進策を議論した。

「産業廃棄物を出している」意識が希薄

司会 九都府市の調査で「飲食店、宿泊業」は、産業廃棄物の処理責任を「認識している・ある程度認識している」が85.9%もあるのに、産業廃棄物^{注1)}と事業系一般廃棄物^{注2)}の区分を「あまり知らない・全く知らない」が39.4%にのぼります。この「落差」をどう考えればよいでしょうか。

加藤 東京都産業廃棄物協会多摩支部が、多摩地区の商工会議所で廃棄物適正処理の講習会をやりました。終了後、参加した約100社にアンケートをとったところ、「マニフェスト^{注3)}を売っているところを知りたい」というのが一番多かった。実際に産業廃棄物を出しているが、「マニフェストを買ったことがない」「処理業者に任せている」ところがほとんど。これが実態だと思います。

二木 大手企業の場合は、組織として適正な処理をしなくてはならないことを理解した上で、現場で講習会を開くなどスタッフの方をきちんと教育しています。

講習会では、「家庭と会社ではゴミの名称も分別の仕方も違う」ことをまず説明します。家庭には産業廃棄物はありませんが、会社の廃棄物として出る廃プラスチックは、産業廃棄物となります。排出時にマニフェストが必要だということも知らないス



排出事業者
株式会社ニューオーター
(東京都千代田区)

ファシリティ
マネージメント部
課長
熊木 義男氏

スタッフの方も多いと思います。

小松 実際に産業廃棄物を出しているのに、「自分のところでは事業系一般廃棄物だけだ」と考えていることが多い。年々、厳しくなる法規制を経営者がフォローしきれていないためです。しかし、小さな飲食店や会社でも産業廃棄物は必ず出しているわけで、経営者はそれを認識して、適正に処理する責任があります。

処理業者と長期の信頼関係 適正なコストの負担も大切

司会 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際の選定ポイントはどんなことでしょうか。
中山 お店のオーナーさんには、「廃棄物処理法で排出事業者責任が定められている。自ら処理するのは難しいので、他の信用できる処理業者をお願いする。頼んだ処理業者が不適正な処理をしないように、契約書を取り交わし、お店からの運搬や処分はマニフェストで管理する」と説明しています。

処理業者は、国の「優良産業廃棄物処理業者認定制度」や東京都の「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」といった制度で認定されていたり、実績のある会社を選ぶようにと動いています。

また、「とにかく安い」という会社は避けることも大切です。処理には一定の費用がかかり

ます。複数の会社から見積もりをとり、適正なコストを見極めて、長くつきあえる処理業者を選ぶようにとアドバイスしています。

熊木 委託基準^{注4)}の順守を前提に、産業廃棄物処理業許可証の提示を求め、その有効期限を確認し、収集運搬では排出先の許可を確認するなど、互いにきちんと情報交換して、長期にわたる信頼関係を築くことができる処理業者を選ぶことが大切です。

社員教育を何度も繰り返す 廃棄物処理の大切さを浸透

司会 中小規模の飲食店、宿泊業、卸売・小売業が適正処理に踏み出すために、大切なことは何でしょうか。

中山 コストの問題と、適正処理を分けて考える必要があります。社会の一員として、法律は絶対に守らなければいけません。しかし、最初から厳密に守るのは確かに大変です。実は、モスバーガーも十数年前は不十分な面があり、毎年、加盟店や社員への教育を継続して実施することで、廃棄物処理の重要性を認識できるようになりました。

法律を守るとは、自分たちのお店をよくすることに繋がります。地域や顧客から信頼されます。また、「お店の裏側」から見ると、産業廃棄物処理を含めて、そのお店の管理状態がよく分かります。裏側を管理で



処理業者
加藤商事株式会社
(東京都東村山市)

代表取締役社長
加藤 宣行氏



排出事業者
株式会社
モスフードサービス
(東京都品川区)

CSR推進室
社会環境グループ
リーダー
中山 卓三氏

注1) 産業廃棄物とは、お店や会社が事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物のこと。飲食店の場合、廃油、廃プラスチック、業務用ペーパー、ガラスびん、木炭などの除去が可能な産業廃棄物となる。
注2) 事業系一般廃棄物とは、一般的には、お店や会社の事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの。飲食店の場合、食品残さ(生ゴミ)は事業系一般廃棄物となる。

Ad

排出事業者(企業)の責任 (廃棄物処理法が排出事業者に求めていること)

1. 自らの責任において、廃棄物を適正に処理しなければならない
 2. 産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合は、書面で契約を交わし、マニフェストを交付しなければならない
- ※ この他にも、廃棄物の減量に努めなければならない等の責任がある。



処理業者
大谷清運株式会社
(東京都葛飾区)

代表取締役社長
二木 玲子氏

きていないお店は、短期的には売り上げが上がっても、長期的には何らかの弱さを持っています。

お店が地域で長期にわたり、顧客の信頼を得て商売をしていくには、「お店の裏側」をきちんとマネジメントしていくことも大切です。

熊木 ニューオーターでは1200人の従業員と、外資系企業も含めた200社のテナントに、「(廃棄物の)40項目による分別」を伝え続けてきました。40項目の分別を色分けし、それをポスターにして張り出し、ゴミ箱も色分けして、分別シールを張ることで、皆さんきちんと分別してくれます。

分別を指示するだけでなく、「どうすればよいのか」となって、行動につながりません。具体的な方法を示し、それを分かりやすく伝えていくことが大切です。1回の講習会

だけでは理解が進まないで、毎年、繰り返し実施しています。

アルバイトがよく入れ替わる飲食店などの小さなテナントでは教育も大変で、ついつい分別をやらなくなってしまいがちです。しかし、私たちのやり方は「この色分けで分別して、ゴミ箱に入れてください」というだけ。非常にシンプルで、誰でも分かります。その結果、ゴミの減量にもなり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混ざることがなくなります。

地域や専門家の助けを借りて 適正処理に取り組む

司会 処理業者の皆さんはどうお考えですか。
加藤 ステップを踏んで改善していくことを提案します。第1段階は、排出ルールの周知徹底。中小規模のお店や会社は適正処理について学ぶ機会が少ないので、保健所や商工会議所、青色申告会など、経営者な



コンサルタント
株式会社
サティスファクトリー
インターナショナル
(東京都中央区)

代表取締役社長
小松 武司氏

ら誰もが関わる団体が周知するのはどうでしょうか。第2段階は、飲食店などの営業許可申請の際に、産業廃棄物の適正処理の報告を求めると。第3段階は、法令の見直しを含めた行政の取り組み。食品工場から出る大量の原料くずと、飲食店から出る少量のゴミが同じ産業廃棄物扱いになると、どちらもマニフェストを交付しなければなりません。飲食店から出る少量の廃棄物の場合、手間もかからず、より合理的な形で処理できるような知恵が求められていると思います。

二木 適正処理の基本は、一人ひとりの手元分別です。後工程で分別しようと思っても、絶対に無理です。最初に、分別数だけ容器を用意して、手放す瞬間に適正に処理することが最も重要です。このルールをきちんと知らせるために、行政などが分別チャートを配布して、周知徹底するとともに、処理業者もそれに沿って教育したり、アドバイスできるようにするとよいのでは。小松 お店の場合、地域社会での情報発信が大変重要です。高い倫理観を持って、誠実に行動することが、地域で生き残る会社のベースになります。廃棄物の適正処理は法律を守るだけでなく、美しい環境を次世代に残そうという高い倫理観に基づいた行動だということ意識を持つことです。その上で、実際の処理は、地域の人たちや同じように悩んでいる他店の声を聞いた、専門的な事業者のアドバイスを受け、適正な処理を実現していくことが大切です。

九都府市廃棄物問題検討委員会

「廃棄物適正処理」への心得5か条

1. 自分のお店や会社も「産業廃棄物」を出している
2. 処理業者は、長くつきあえる会社を選ぶ
3. 廃棄物で困ったら、行政や地域の人と話をしてみよう
4. お客様にもしっかり情報発信しよう
5. 従業員やアルバイトが胸を張れるお店や会社にしていこう

注3) マニフェストとは、産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための複写式の伝票。排出事業者が処理業者へ、産業廃棄物の運搬に合わせる形で移動し、処理の各工程が終了することに排出事業者が印し、適正処理が確認できる仕組みになっている。産業廃棄物協会等で購入できる。
注4) 委託基準とは、産業廃棄物の排出事業者は、処理を他人に委託する際、処理を行う処理業者と事前に、どんな種類の産業廃棄物、どの程度の量を排出し、どのような処理を委託するかといった内容を明らかにして書面で契約を締結する必要がある。

〈この項の問い合わせ先〉
環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3586

原油流出事故がもたらす影響

10月5日、ニュージーランド北島の沖合で重油流出事故が発生した。流出した重油は数日後には近くの海岸に流れ着き、油にまみれて死んでいる海鳥が発見された。今後の周辺環境への影響が懸念される。過去に起きたいくつもの原油流出事故が、その後の調査で環境に様々な影響を及ぼしていることがわかってきた。いつも最初に犠牲になるのは野生の動植物だが、最近の研究で、事故周辺地域だけでなく世界的な影響を持つ可能性があることが公表された。

1989年3月、原油タンカーがアラスカ湾で座礁し、約4万キロリットルの原油が流出した。そのうち80キロリットル以上は未回収のまま。油は事故現場から700キロ以上離れた地点まで到達し、現在でも野生生物や地元の人々の暮らしに悪影響を及ぼし続けている。原油の除去作業は1994年に打ち切られたが、当時、専門家たちは、残された油は自然分解して数年以内になくなる、と予測した。

油が“自然に消える”のは、波によって剥がれられた油が、小さな滴となって海中に分散し、微生物が油を分解して無害な二酸化炭素に変えてくれるからだ。ところが、事故のあった湾は打ちつける波がなく、油は砂に染みこんで、いままも海岸を覆い、一部の生物種はいまだ事故以前の状態に回復していない。

この事故は“アメリカ史上最悪の原油流出事故”と言われたが、さらにこれを大きく上回る流出事故が発生した。2010年4月のメキシコ湾原油流出事故だ。メキシコ湾沖合80キロで操業中のBP社の石油掘削施設が爆発し、約78万キロリッ

トルが流出した。事故発生から約3ヵ月、アメリカ政府は「流出原油の大部分は回収済み」と発表した。しかし専門家らの調査チームは、「海底にはまだ原油が残っており、深海の微生物が強い毒性反応を示している」という。別の調査チームは、メキシコ湾岸の砂浜の60センチ下に油塊が埋まっていることを発見した。ハリケーンの荒波で砂浜が侵食されて油塊が露出する可能性もある。人が触れれば皮膚炎を起し、気化した油を吸い込むと吐き気や頭痛、めまいといった症状が現れることがあるという。

一方、海面に流れでた原油の大半は大気中に気化し、太陽光で分解されるが、大気汚染の原因となる「エアロゾル」は消滅せず、人体、特に肺や心臓の機能に悪影響を及ぼす可能性がある。エアロゾルは太陽放射を散乱させるため気候にも影響し、地球を冷却化する。これまでエアロゾルの発生源はわかっていなかったが、アメリカの研究チームが、水や風の影響で拡散する流出原油が気化していく状況をマッピングしたところ、一種の大気汚染地図ができあがった。今後、世界各地の大気に存在する有機エアロゾルの原因について解明が進むことが期待される。

事故から1年の今年4月、メキシコ湾周辺では野生生物の謎の大量死や奇形が確認され、専門家は事故との関連性を指摘している。流出原油が海洋生物に及ぼす影響を調査するプロジェクトが始まっているが、科学的コンセンサスに到達するまでには数年かかる模様だ。

(日栄産業(株) 吉本 記)

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part60

一般道路で・・・

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	信号待ちをしている時	右折の矢印信号が出たので発進し始めたら、信号無視した車が目の前を通過しヒヤリとした。	信号無視の車両は多いので、もっと取締りの強化をして欲しい。
2	合流地点の手前を走行中	優先車線を直進しようとしたら、車両が左側合流車線から一時停止もせず、急に自車の前へ入ってきたので慌ててブレーキを踏み追突を免れた。	合流地点や、信号交差点の前後、左右はしっかり確認し、気持ちにゆとりを持ち安全運転を心掛ける。
3	次の収集現場へ向かう為、左側車線を走行中	歩道を走行していた自転車が急に車道へ出てきたので、ハンドルを右に切って回避した。	自転車を発見した時は、予想外の動きにも対応できるように速度を下げ、十分な間隔をとって走行する。
4	走行中	携帯電話が鳴ったので、相手が誰かと確認しようとした時に、前の車両がブレーキを掛けたので、ヒヤリとした。	携帯電話は鳴っても見ない。停車してから確認する。
5	交差点の信号待ちをしている時	前にいた2tトラックが急に下がってきたので、クラクションを鳴らして気付かせた。	ある程度の車間距離をとる。
6	収集先から大通りへ出る時	大通りに駐車していた2t車両の陰から、車道を逆走していた自転車が飛び出してきて、ヒヤリとした。	歩道を確認し、車道の右側を注意して発進したが、車道を逆走してくる自転車には意識していなかった。「まさか来ない」ではなく「もしかしたら・・・」という意識を強く思うよう心掛ける。
7	交差点で信号待ちをしている時	横断歩道は赤信号だったのに、自転車が交差点内に進入した段階で車道の信号が青に変わった為、左側の車両がそれに気付かず動き出して接触しそうになっていた。	交差点では、信号が青に変わっても左右の車の動きには十分注意する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。

寄稿・TTT会

「第7回銚子マリーナトライアスロン大会」参加報告
震災の爪あとが残る中での開催 関係各所の支援・協力で無事終了



スタート前 ゴール地点にて

今年の大会は、震災の影響で中止とされていたが、大会関係者の努力により開催が可能となり、400人を超す参加があった。TTT（東京産業廃棄物協会トライアスロンチーム）は開催決定の通知を入手し、同じ関東人として早々に4名がエントリーした。

2011年10月2日日曜日、千葉県銚子市にて開催された「銚子マリーナトライアスロン大会」にTTTより3名が参加した。

しかし、大会当日現地に到着して先ず目に入ったのは、震災の爪あとだった。大会の会場となる銚子マリーナ周辺の建物などは、津波によってドアや窓などが破壊され、敷地を囲うフェンスなども壊れたままの状態だった。例年使用してい

た海沿いのトイレも使用不可で、その代わりに仮設トイレが用意されていた。ランコースを提供してくれた千葉科学大学マリーナキャンパス内は概ね修復されていたが、3.11当日は津波の被害を受けたとの事だった。また、海側のカフェテリアなど一部施設の修復はこれからの様子だった。

そのような状況の中にも関わらず、大会を開催してくれた関係者の皆様に感謝しつつ、参加アスリート達は、予定通りスタートし、例年同様に激しいレースを展開した。潮の流れの有る中でのスイム、勾配のある坂と風の強い中でのバイクなど、醍醐味ある銚子トライアスロンのコースを存分に楽しんだ。大会終了後に印

象的だったのは、フィニッシュしたアスリートや家族達が、厳しかったレースとその達成感の余韻に浸りながら、地元の鯛のつみれ汁を食したり、特産品を買って楽しむ姿だった。

TTTの結果は以下の通りで、三人とも精一杯に走り切った。今年のレースは、

泉さんにとって40歳代最後のレースで、森、泉、浜松の3人が同じ年代別のカテゴリーで走れる最後の機会だった。泉さん、50歳になっても皆と一緒にがんばりましょう！

(株)ハチオウ 森 記)

第7回銚子マリーナトライアスロン大会 リザルト (時間表示 時間:分:秒)

(年齢)	Swim	Bike	Run	Total	年代別順位
泉 (49)	0:28:30	1:17:56	0:48:50	2:35:16	15位/63人中
浜松 (45)	0:28:20	1:16:13	0:44:58	2:29:31	8位/63人中
森 (46)	0:24:58	1:17:17	0:45:09	2:27:24	5位/63人中

新TSK会だより

大雨で自由参加 26回大会持越し



大雨の中全20名森林公園カントリー倶楽部御集合頂きありがとうございました。

当日参加者で協議した結果、大会としてではなく自由参加プレーとなり、4組16名プレー後自由解散とさせて頂きました。結果的には雨はノーホールで止んだ

様ですが我々16名貸切りという気分で個人的には爽快でした。次回正式な26回大会は大谷清運・二木さんに御紹介頂き千葉県立野クラシックゴルフ倶楽部を予約致しました。宜しくお願いします！

(イズミロジスティックス(株) 泉 記)



朝食会場にて



建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成23年10月11日(火)15時より、12名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、2月に予定している施設見学会について検討された。参加人員については例年通り、東京都・ゼネコンと合同で行うことが確認された。見学先については協議した結果、災害廃棄物一連の処理フローを見学できる処理施設（都内）を第一希望とし、状況により見学不可能となった場合には移動式建設機械による処理施設（静岡県）を見学先とすることで決定した。なお、日程については都側の都合を確認した上で今後調整していくこととなった。また、建設廃棄物処理料金に関する実態調査の内容について協議した。

続いて、10月26日に予定されている法制度検討委員会「勉強会」時の環境省への質問事項について配布資料をもとに高橋委員より説明があった。その中でも7月の建設廃棄物委員会で鈴木委員長からあがった質問事項についての詳細内容が確認された。また、質問事項は10月14日迄受付可能とのことで他にあれば出してほしいと高橋委員より呼びかけた。

なお、次回の委員会については施設見学会前の1月に委員会を開催する予定で調整をすすめることとなった。

青年部（濱松部長）

平成23年10月21日(金)13時半より9名の幹事により幹事会が開催された。

まず、ライター回収については濱松部長より①報告②説明があった。①については加藤相談役が10月19日の収集運搬委員会後に女性部及び収集運搬委員会にライター回収の協力依頼の呼びかけをした件についての報告があった。②については今後のライター回収の流れについての説明を行った。その後、幹事で協議の上、各地区別のリーダー及びサブリーダーを決定した。

次に昨年度のCO₂マイナスプロジェクトの報告書が完成したことが濱松部長より報告された後、有吉副部長より10月18日に開催された関プロ幹事会について報告された。関プロ幹事会ではCSR2プロジェクトについて全産連青年部会長に就任した尾崎氏より説明があったことが確認された。なお、東京青年部内でもCSR2プロジェクトについて今後取り組んでいくために、尾崎氏を招いて説明会を行う方向となった。

最後に、来月の施設見学会の参加者が確認され、会議は終了した。

※幹事会後に開催された若手社員との研修会は『若手社員の悩み聞き入れます』をテーマにディスカッション形式で行われた。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成23年10月6日(木)15時から、8名の委員により開催された。

- ・9月21日開催の医療廃棄物勉強会で取り上げたWDS（廃棄物データシート）について、今後もしも取り上げて行くかどうか検討していく事になった。
- ・収集運搬車両の駐車禁止除外問題について委員長より説明があり、条件はあるが会社所在地の警察署に申請すると許可できる模様であるとの事。
- ・施設見学会を11月中旬に行う事になった。
- ・2月22日に予定している医療廃棄物処理従事者研修会に向けて準備をする。非会員・排出事業者も出席可能とする。

表紙の言葉

表紙の写真は、台東区池之端にある江戸和竿「竿富」の店頭で、材料の竹材を釣竿として矯正する、竿師の道50年以上、歩み続ける店主の吉田 嘉弘氏。

魚の動きをじかに手に伝えるとして、和竿は釣り人に愛されており、釣る魚や場所、釣り方により、釣り人は異なった和竿を手にとると言う。竿富は、釣り人のこだわりに応え、職人の手で1本1本、和竿を作りあげている。

吉田嘉弘氏は竿富の二代目で、ここの和竿は、経済産業大臣指定伝統的工芸品、東京都知事指定伝統工芸品であり、氏は江戸和竿協同組合・副理事長、東京和竿陸会・理事、東京都伝統工芸士の肩書を持つ。

和竿は1本の竹で出来ているのではなく、何本もの竹を「継いで」作られる。体験はできないが、平日に3人程度の見学は可能。

住所 東京都台東区池之端2-7-13

電話・FAX 03-3823-3244

アクセス 東京メトロ千代田線「根津」駅下車徒歩1分

訂正とお詫び

本誌254号15ページ〔女性部だより〕の記事中、筆者の会社名「リサイディアコーポレーション(株)」とあるのは、「リサイディアコーポレーション(株)」の誤りにつき、謹んで訂正し、お詫び申し上げます。

～協会の主な今後の日程～

(平成23年11月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
11	4	金	第10回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」 13:30～/交流会18:00～	ホテルグランヴィア京都
	8	火	『使い捨てライター回収事業』 出陣式 10:00～	都庁
	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～ / 第290回理事会 14:30～	協会会議室
	10	木	青年部 施設見学会	熊本県
	11	金	↓ 収集運搬委員会 施設見学会 (青年部に合流)	
	12	土	↓ ↓	鹿児島県
	14	月	東京都: 第二回建設廃棄物適正処理部会 15:00～	都庁第二本庁舎10階
	15	火	全産廃連: 第4回理事会 (正副会長会議12:00～) / 理事会 13:30～	全産廃連会議室
	17	木	女性部 施設見学会	熊本県水保市
	18	金	↓	
12	21	月	新入会員との懇談会 11:00～/常任理事会	協会会議室
	22	火	第47回関東地域協議会	神奈川県
			会長会議 12:00～/協議会 14:00～/懇親会 17:00～	
	24	木	第16回関東地域協議会・事務担当者会議	茨城県
	25	金	↓	
	29	火	安全衛生推進・収集運搬委員会 合同: <会員対象>「収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」研修会 13:30～	ベルサール西新宿
			(研修会終了後) 安全衛生推進・収集運搬委員会 合同会議	
2	金	中間処理委員会 (第1回) 15:00～	協会会議室	
6	火	法制度検討委員会 13:30～	協会会議室	
		青年部 関プロ幹事会 16:00～	協会会議室	
14	水	常任理事会 13:30～/第291回理事会 14:30～	協会会議室	
15	木	女性部 幹事会 13:30～/勉強会 15:00～	協会会議室	
27	火	常任理事会 15:00～	協会会議室	
28	水	<仕事納め>		



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

事前確定届出給与

質問1……事前確定届出給与と役員賞与の関係について教えてください。

回答……従来は、役員報酬は執務執行の対価で損金算入とされてきました。役員賞与は利益処分と考えられ損金不算入とされてきました。平成18年に役員給与の大改正がなされ、従来の役員報酬と役員賞与の別を法人税上の規定から削除され、「役員給与」として規定されました。

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で所定の届出期限までに納税地の所轄税務署長にその定めの内容を記載した「事前確定届出給与に関する届出書」を提出している場合のその給与をいいます。

従来は損金算入が認められなかった役員賞与が届出書を出すことにより条件を満たすなら損金算入が認められる結果となったものです。

質問2……「事前確定届出給与に関する届出書」を提出する期限はいつまでですか。

また、役員の職務執行の期間はどのように考えるべきですか。

回答……提出期限は、従前はその給与に係る職務の執行を開始する日と3月を経過日のいずれか早い日とされていましたが改正されました。

現在は株主総会、社員総会又はこれに準ずるものの決議により役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした場合…株主総会等の決議をした日から1月を経過する日となります。1ヶ月間の時間的余裕ができました。

職務執行の期間の考えは定時株主総会の日から次の定時株主総会の日までと考えられます。決算期ごとではありません。

質問3……「事前確定届出給与に関する届出書」と異なる金額を支給した場合

事例1……役員2名について届出書を提出しました

- A代表取締役 12月 200万円・翌6月200万円
- B取締役 12月 100万円・翌6月100万円

B取締役については届出書通り支給しました。ところが会社の経営成績が悪化し、資金繰りの関係でA代表取締役については100万円ずつ2回支給しました。

回答……事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与をいうと規定されています。その役員ということは個々の役員ごとということなのです。

したがって、A代表取締役については届出書と異なる額を支給していますので、全額200万円が損金不算入となります。B取締役の分は問題となりません。全額損金算入となります。

事例2……代表取締役について「事前確定届出給与に関する届出書」で12月1日に200万円の届出をしました。しかし支給額が300万円でした。その場合の損金不算入額はいくらになりますか。

回答……届出額と実際の支給額が異なる場合、その支給額全額が損金不算入となります。したがって、この場合は300万円が損金不算入となります。差額の100万円が損金不算入額ではありません。

事例3……事例2の場合支給額が100万円の場合はどうなりますか。

回答……この場合は100万円が損金不算入となります。

事例4……事例3の場合、それでは支給額がゼロの場合はどうなりますか。

回答……事例の流れで行くと支給額がゼロですから損金不算入額はゼロとなります。

しかし、これは「粹取り」をしているようにとられては問題となるので、それは避けてほしいです。すなわち、事前に役員賞与の支給を取れたら取ろうとして準備しておくことです。恣意的ではなく、経営成績が悪化したこと等に基因してで、恣意性がないことを説明すべきでしょう。

事前確定届出は役員の賞与を認める制度です。届出はするが支給はしないのでは制度の悪用と取り扱われることになりかねません。

質問4……上期と下期で「事前確定届出給与に関する届出書」と異なる金額を支給した場合はどうなりますか。

事例1……上期の支給額が届出額と異なり下期の支給額は届出額と同額の場合

3月決算会社	届出額	実際の支給額
平成X1年12月	300万円	100万円
平成X2年6月	300万円	300万円

回答……この場合会社決算が2つの期にまたがることとなります。

役員給与は定時株主総会から次の定時株主総会までが職務執行の対価と考えられています。すると、平成X2年3月がまず一つの期間となります。事例の場合平成X2年3月期で100万円が損金不算入となります。そして、事前確定届出給与の全額が

損金不算入ですから、翌年6月支給が届出額と同額であっても損金不算入となります。したがって、平成X3年3月期で300万円が損金不算入となります。

事例2……上期の支給額が届出額と同額で、下期の支給額は届出額と異なる場合

3月決算会社	届出額	実際の支給額
平成X1年12月	300万円	300万円
平成X2年6月	300万円	100万円

回答……各期ごとの損金の取り扱いを示すと以下の通りとなります。

平成X2年3月期…300万円全額損金算入、平成X1年12月では支給額は届出額と同額ですから、問題はなく全額損金算入となります。しかし、翌期の平成X3年3月期では平成X2年6月に届出額と異なる金額を支給しています。したがって平成X3年3月期…100万円全額損金不算入となります。

それでは、事前確定届出給与はどう考えるべきなのか。本来であれば、支給額が届出額と異なる場合、全額が損金不算入となります。それでは、平成X2年3月期で損金算入が認められた300万円は決算のやり直しをして損金不算入の処理をしなければならないのかということになります。

すなわち、遡って修正をしなければならないのかという問題があります。これについては、国税庁公表の「役員給与に関する質疑応答事例」で「役員の職務執行期間中に複数回の事前確定届出給与があり、そのうち定め通りに支給されなかったものがある場合であっても、既に支給済みの事前確定届出給与の損金算入がみとめられる余地もあり得るものと考えられる。」として今回の場合は一年前の決算はそのままでもいい旨を公表しています。

このような取り扱いは実務に配慮したものと思われれます。理論的には整合性がないと考えます。

したがって、平成X2年3月期…300万円全額損金算入

平成X3年3月期…100万円全額損金不算入 となります。

質問5……事前確定届出給与の届出は毎年行わなければなりませんか。

回答……届出書には、その事業年度の役員給与の支給状況を記載して提出されます。したがって、毎事業年度ごと届出が必要となります。

質問6……「事前確定届出給与の届出書」の様式はどのようになっていますか。

回答……届出書の用紙を添付いたします。

職務受付印

事前確定届出給与に関する届出書

※整理番号
※課税記録

平成 年 月 日	提出人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単体	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 連結	納税地	〒
	法人	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -
代表者住所		〒	

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	

事前確定届出給与について下記のとおり届けます。

記

① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由	
⑥ その他参考となるべき事項	

届出期限

イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日

(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日)

(ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日)

設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日

ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日

届出期限となる日 イ ロ ハ

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	------	-----	----	-------	-------	-----

21・06改正

付表 (事前確定届出給与等の状況)

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()				
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (職務執行期間)		(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)				
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
事前 確定 届 出 給 与 に 関 する 事 項	当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
		届出額	・ ・		・ ・	
		支給額	・ ・		・ ・	
		今回の届出額	・ ・		・ ・	
		今回の届出額	・ ・		・ ・	
	翌会計期間	今回の届出額	・ ・		・ ・	

21・06改正

(規格 A 4)

お江戸ぶらぶら歩る記



＝お江戸の名所旧跡＝

山王地区から中央に歩を移す②

日枝神社のすぐ隣が円能寺である。真言宗智山派の寺で成田山と号し天正年間(1573～1592)に開創されたという。旧山王日枝神社の別当であり、現在は成田山新勝寺の末寺となっている。



円能寺

本尊は不動明王で、木造不動王立像(両童子四大明王付きで高さ30cm)ほか木造地藏菩薩坐像、木造観世音菩薩立像、木造阿弥陀如来像、木造弘法坐像などが祀られている。

このほか、境内に鶴墳(つるつか)があり、江戸時代、不入斗に住んでいた橋爪家、当家は綱差(つなさ、御鷹場の管理をしていて多くの鶴を捕獲してきた)として鶴に関わってきたので、その霊を慰めるため明治35年(1902)に当家墓地に建立したが、その後、当寺に移された。この鶴墳のまえに「丸彫りの聖観音立像」があり、貞享2年(1685)に造立、元禄

12年(1699)に庚申塔に転用されている。

本堂は木造瓦葺きの大伽藍であり、境内には若草幼稚園が併設されている。

円能寺を出て再び池上通りに出て、ちょっと戻ると山王口の丁字路になるが、この広い通りを右折してダラダラとした坂を下っていくと、左手に大きなシェルのガソリンスタンドがあるが、その向かいの13階建てマンションの手前の道に入り、すぐのところを左に入ると尾崎士郎記念館がある。

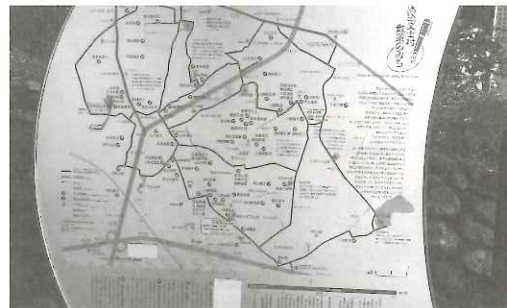


人生劇場の碑

小説家尾崎士郎は、新しい家庭を持ちこの山王澤蔵が原付近で転々と居を変えて小説を書いていったそうだが、この家は尾崎士郎の代表作となった『人生劇場』を執筆した処とされている。人生劇場は当初新聞に連載され、本になってもサッパリ売れなかったが、友人の川端康成がこの『人生劇場』を絶賛したのをきっかけに、たちまち本はベストセラーになり、尾崎士郎の小説家としての地位は不動の

ものとなったといわれている。邸内にこの人生劇場の石碑と尾崎士郎の写真がかざられている。

元の道をさらに進んでいくと環状7号線とぶつかるが、この手前の道を右に入っていくと坂の途中に蘇峰公園と、その先に山王草堂記念館がある。蘇峰公園はかの著名な徳富蘇峰の住んだ庭園を公園として保存したもので、この入り口に「馬込文士村散策のみち」の地図が掲げられている。



馬込文士村散策のみち地図

馬込は山王に隣接した地域で記者も近く歩くことにしているが、大森駅山王口の天祖神社上り口に次の立て看板があった。それによると「今では閑静な住宅地になっている山王・馬込の地に、大正末から昭和初期を中心とした時期、多くの文士や芸術家たちがすみ、いつしか『馬込文士村』と呼ばれるようになりました。文士や芸術家たちがすみ始めた頃、大森駅前の高台は都市近郊の別荘地として知られていました。一方の馬込は雑木林や大根畑が広がる一帯でした。馬込の大根畑の真ん中に若い尾崎士郎・宇野千代が移ってきたのは大正12年(1923)のこと。士郎は文士仲間を次々に誘い、社交的な二人は文士たちの中心的な存在となりました。大正12年といえば関東大震災の年。

東京近郊へ移り住む人々が急増し、馬込一帯も次々に住宅化され、景観が大きく変わってきた時代でした」とある。

蘇峰公園の入り口にもう一つ石造りの「廿三夜碑」がある。この碑は、旧暦8月23日夜、月待ちすれば願い事がかなえられるという『廿三夜待ち信仰』に由来するものという。



廿三夜碑

徳富蘇峰翁胸像

上部には信仰のシンボルとして日輪と月輪が彫られているのも特徴とされる。前部には明治17年(1884)8月23日と世話人8名の氏名が刻まれている。

徳富蘇峰はご存じのように明治・大正・昭和期の評論家で、熊本洋学校において花岡山の盟約に参加。洋学校閉鎖後京都の同志社に移ったが、不満を持ち退学。明治14年(1881)帰郷して大江義塾を創設するとともに地方新聞に執筆。

その後、上京して民友社を結成、雑誌「国民の友」や「国民新聞」を創刊、進歩的民主主義の立場に立つジャーナリストとして知られた。日清戦争後、内務省参事官や参議院議員となったが、大正2年政界を離れて以後評論家として活躍した。その後、文化勲章を受章したが、公職を追放され、熱海に蟄居、二宮に記念館があるが、300冊に及ぶ著書がある。

(この項つづく 明)

事務局だより

東北視察パート2ということで書けなかったことを記したい。つい先日、歌舞伎の中村勘三郎の話をとりあげたテレビ番組があった。この中で大震災のことに触れていたもので、視察での思いが改めてよみがえった。

移動中のバスの中では、バスガイドさんの震災に関する何げない話がずっと続けられていたが、震災による心の傷は奥深くまで達し、その傷を何とか少しでも埋めようとする必至の叫びが感じられた。胸にジーンと来るものがあった。

震災後、しばらくの間、物理的にも、精神的にも身動きができなかったようだ。「しかし、こうしていてもどうしようもない。変わらない。仕事があるならやってみよう。」と自分に言い聞かせ、再度バスに乗れるようになったのだという。「海は見たくない、こわい」といって海の見えないところに避難している方々も相当数にのぼるということも教えてくれた。

小学校の避難の話もあった。訓練していたことが役に立ったようだ。実際、高台に避難したので、これで大丈夫と思ったが、いや、もう少し高いと

ころに避難した方がいいのでは、と高い場所に移動して間もなく津波が来たという。それで助かった。もう少し高いところという判断が命の分かれ目であったのだ。ほんの少しの時間、数秒での気持ちの切り替えが必要なのだ。どんな思いがあったのだろうか。恐怖、不安、高まる鼓動をどのように抑えられたのか。何とも言いようのない思いに襲われる。

テレビでは、中村勘三郎さんが「震災の被害を目の当たりにして何かしようと思うが何もできない。今は役者しかできない。でも、それをやることによって皆さんが元気づけられれば」と話された。直接の支援はできる限り尽くすことは勿論であるが、間接的な支援も大切ではないだろうか。

災害廃棄物の東京都への受け入れが開始され、11月3日に東京に着いた。すぐさま産業廃棄物処理施設に運搬され、分別・処分が行われている。「できることから始める。」これが重要なのだ。小さな支援の一歩ではあるが、大きな決断である。

高橋会長はじめ協会員及び関係者の皆さんには頭の下がる思いである。がんばれニッポン、がんばれ東北。(井野)

編集後記

天高く馬肥ゆる秋と言われますが、秋らしい澄み切った青空になかなかお目にかかれない天気が続いています。気温は確実に低下してきています。どうか、皆様には風邪などひかれないうように予防して頂けたらと想っています。

大きくは報道されていませんでしたが、統計によれば、日本の総人口がいよいよ減少し始めました。一方、世界人口は70億を突破しました。人数だけでどうこう申し上げるつもりはありませんが、この国の将来について熟考する必要性が高いということは確実な情勢のようです。

プロ野球の日本一はホークスでしょうか、ドラゴンズでしょうか。ストーリーグと呼ばれる季節になりましたので、いよいよ冬の到来です。スポーツの世界の主役はスケート等の種目が変わってきます。本年は、日本はもとより世界中で自然

災害が多発していますのでスポーツどころではないという感情も根強いかもしれませんが、アスリート達の見事な立ち居振る舞いに素直な気持ちで感動を覚えるのも一考ではないでしょうか。

法改正が施行されて半年が経過しました。心配していたような混乱はなかったようです。今後は放射性廃棄物に関する政省令が出てきますので、内容を理解頂き、安全第一で日常の業務を遂行頂ければ幸いです。協会の行事も一年の内でも最密度が濃くなっている時期です。情報伝達の一翼である広報委員会一同も「漏らさず速く」、皆様へ情報を届けられるよう活動しているところです。

本年も残りが一月半となりました。そろそろ、年末年始の準備に入られていることと思いますが、いつも申し上げているように先人から伝えられている伝統的な習慣を絶やすことのないようにして頂ければと願っています。(乙顔)

とうきょうさんぱい 2011 第255号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員 会
発行所 観東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

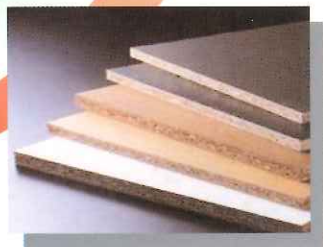
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667